

その他の金属製品製造業におけるはしご等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	14～15	製品の仕上げ作業中に、作業台から足を踏み外し、作業台の角で右足の脛あたりを裂傷した。	19～29	10
1	10～11	当社工場内水洗ブース内に於いて、センターパネル（縦108cm、横79cm）を吹付作業中、作業台（鉄製）の上・下段を行き来しながら作業していたところ、下段に下りる際、足を滑らせ水が流れているU字溝に転落（下段高さ48cm：U字溝深さ20cm、計68cm）右大腿部をU字溝に打ち骨折し負傷したものである。	50～29	10
1	11～12	プラスト工場で、ボックス（2m弱）によりプラスト作業中、脚立の後方にあるサンドブラストホースがからまっていたので戻そうとした時、バランスを崩して脚立から飛び降りたとき、右足の踵から着地し、踵を骨折した。	55	1～9
2	9～10	当社工場内で製品の乾燥炉の出荷に向けた解体作業中に炉壁の一部を、天井クレーンで吊り上げながら、脚立の上（高さ1.5m）でボルトを外す作業中に同炉壁と固定する最後のボルトを外した時点で、同炉壁のバランスが崩れ被災者に当たり、脚立から落下して負傷した。	44	10～29
3	17～18	工場内で仕上げ作業中に、200mm角の机木に上がり、高さ1200mm付近の製品の仕上げ作業を行っていたところ、机木が反転し転倒し、右足首に重心がかかり骨折した。	50	50～99
3	15～16	工場内段ボール置場で、棚横で置いている上段にある段ボールを取り出す作業を行っていた。移動式作業台（高さ約2m4輪キャスター付き）を棚に平行に置き、作業台に登り段ボールを取り出そうとした。しかし、必要な段ボールが登り階段	59	50～

		寄りにあったため、階段寄りの位置で段ボールを取り出そうとした。その際に車輪止めをしていなかったせいで作業台が動き、バランスを崩して階段側に落下し、右前頭出腫と右手首を骨折した。		99
3	16~17	製品（マスト）の溶接作業終了後、脚立を使って降りようとした時に足を滑らし転落した。	54	10 ~ 29
3	11~12	自社製品倉庫内にて棚卸作業中に、高所にある製品をラック台の上に上り確認していたところ、誤って足を踏み外し、左脇腹及び右足の脛を強打した。	56	10 ~ 29
5	15~16	当社工場内にて、棚に置いてある製品の確認作業中、棚の柱を左手で持って身体を支え、5~6cmの踏み台にのぼって棚の上部を覗き込んで確認していた。棚の柱を持ち直そうとしたところ、バランスを崩して後ろに尻もちをつくように倒れ、左肘とお尻を強打した。	52	30 ~ 49
5	18~19	事業所作業場にて、トラック搭載のクレーン操縦席横のアームを修理後、元の位置に取付作業中、高さ2m50cm位の被災者が作業している所に手伝う為に脚立を上り、クレーン運転席の畳んであった背もたれ（手動式）に手を掛けたところ、背もたれが動いてしまい、その反動で背もたれから手が離れ、バランスを崩し脚立から後方に落下した。	69	1~ 9
5	9~10	当社スクラップ置場にて、作業のために積み重ねたスクラップの上部に梯子を掛けて整理作業をしていたところ、バランスを崩して1.5m下の床面に滑り落ちて、左膝を強打して負傷した。	68	1~ 9
5	16~17	倉庫内で、脚立を使用し10kg程の商品を3段の棚から降ろす際に右足から地面に足を着けようとし、脚立が右側に滑った。その際にバランスを崩し、左側に左足から転倒して被災した。	25	1~ 9
6	13~14	材料を載せる台（腰の高さ）の上で材料を梱包している結束線を切る為に、台の上に登り、切った後、その台から後ろ向きに降りようとした際に、残っていた針金に右足が引っかかり、右足が着地できず、尻から落下した。その際に、右手小指側の手の平をぶつけ骨折した。台から落下した時に遠くの方まで飛ばされた為、そ	69	10 ~

		こにあった材料を溜めるラックの先端に左腕から引っかかり、左腕内側が切れ、7針を縫った。		29
6	16~ 17	工場構内6ラインEブロックのヤード作業場において、脚立を使用して仮組みした桁上に上がろうとした時、手すりに手を掴み損ねて、下から3段目（高さ1300mm）から右側に転落し、身体の右側を打ちつけて負傷した。	56	100 ~ 299
6	0~1	乾燥炉に製品を単体で挿入して、玉掛け具（スリング）を中で外し、出ようとタラップを上がり最上段のバー（丸棒）を握った瞬間に落ちた。	28	30 ~ 49
7	13~14	当事業所内において、製品をトラックに積み込む際足場の代わりに脚立を使用し、荷受けする際トラックのアオリに右足を引っかけて脚立を踏みはずし、腰の右側を打撲した。ヘルメット着用なし 2tトラック	70	1~ 9
7	13~ 14	工場内の立体倉庫において、上方のパレテーナの収まりが悪く、正常に作動しなくなった。収まりを修正するため、移動装置備え付けの梯子に上がり修正を行い、その後、梯子を下りる途中で梯子から落下した。おそらく手が滑って梯子を放したものである。	26	100 ~ 299
7	14~ 15	工場内にて、濃縮機下部分（3900W×1880H×830D）を作業用踏み台（600W×900H×830D）に乗り、塗装し終えて作業用踏み台から降りようと3段目中2段目から誤って足を踏み外し転倒し、後頭部を打撲した。	35	10 ~ 29
9	15~ 16	工場のカラミ置場に於いて、壁に設置してあるコンパネの取り替え中、脚立（110cm）に乗って作業していたところ、身体のバランスを失い脚立と一緒に倒れ下の土間（サンド）に落下した際、左手に持っていたインパクトレンチが前額部に当たり負傷後、死亡したものである。	69	30 ~ 49
9	12~ 13	作業の午前の部が終わり脚立から降りる際に、バランスを崩し近くに有ったハンガーフックで右腕を引き裂いて負傷した。	62	1~ 9
10	9~ 10	当社事務所棟の外壁補修作業中、一人でハシゴに上り高所で作業していた。体勢を変える為、梁にかけていた安全帯を外し、体の向きを変えたところ、ハシゴが横滑りし、ハシゴと一緒に横倒しとなり、そのまま落下した。落下の際、ハシゴの	44	1~ 9

		格の部分が左足首に乗った状態となり、ハシゴと自身の体重が足首に集中した。		
10	16~ 17	自社工場内にて6尺脚立（高さ1.8m）の上から上段目の片側に両足で立ち、やや不安定な体勢で金属タンクの製造加工作業を待っていたとおころ、バランスを崩し脚立から転落してしまった。その際に右手を突いて着地したところ、右手首を骨折してしまった。	22	1~ 9
10	14~ 15	構内にて、ダクトの積み上げ作業中、脚立で昇り降りを繰り返していたところ、5度目に降りた際、左足首に激痛が走った。	26	1~ 9
11	16~ 17	派遣先工場内の作業場裏にて製本作業で出たゴミを捨てている時、フォークリフト通路幅の狭い場所で前方注意を怠り、フォークリフトの左前輪と接触した。左足の親指、人差し指、甲部を負傷した。	52	1~ 9
12	10~11	脚立に上り製品に玉掛けしようとした際、ぐらついたのでバランスを崩し、脚立が転倒し、落下した（左足首2ヶ所骨折）。	64	50 ~ 99
12	9~10	本社玄関入口の屋根部分にはしごをかけて、はしごにのぼった状態で窓ガラスにホースで水をかけていた。はしごが横に倒れそうになったので、後ろに飛び降りたところ、足から地面に着地し、かかとを受傷した。（2~3m程の高さから飛び降りた。）	58	—
12	16~17	工場内の天井クレーンで作業している作業員に工具を渡すため、梯子を登っている際、手を滑らせて約4mの高さから転落し、背中を強打した。	57	1~ 9
12	14~15	定盤の上に脚立を立て、その上で作業（高位置にあるイーグルの取り外し）を行っていた際、使用した脚立が、老朽化のため脚裏のゴムが外れて滑り易くなっていた。脚立上で体重移動を行った際、脚立の脚が滑り、定盤から1点が外れて転倒した。	65	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html